

スマートエネルギー住宅普及啓発業務仕様書

1 業務委託の名称

スマートエネルギー住宅普及啓発業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 委託業務の目的・主旨

宮城県では、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略に掲げる高い再エネ目標（太陽光発電：基準年比14.8倍）を達成するため、住宅における再エネ設備の導入や省エネ改修等について、さらなる普及啓発や、民間事業者のノウハウなどを生かした取組を展開する必要がある。

この具体策として、本業務は、環境にやさしく災害に強い「スマートエネルギー住宅」（以下「スマエネ住宅」という。）の普及啓発及び「太陽光発電設備等共同購入事業」において県が担う広報を行うものである。

4 業務委託内容

（1）スマエネ住宅の普及啓発

ア 普及啓発イベントの実施

県内で多数の集客が見込まれるイベント等に、スマエネ住宅のPRブース等を設置し、県民を対象としたスマエネ住宅に関する普及啓発イベントを行うこと。

（ア）開催場所

- ・訴求力が高いと見込まれる会場を2ヶ所以上選定すること。なお、選定に当たっては交通の利便が良く、イベントに係る設備・備品の整備された場所を提案すること。

（イ）内容

a. 普及啓発パネルの展示

- ・スマエネ住宅に導入される主な再エネ・省エネ設備等※に関する普及啓発パネルの展示を行うこと。

※主な再エネ・省エネ設備は、太陽光発電システム、蓄電池、V2H、家庭用燃料電池（エネファーム）、地中熱ヒートポンプ、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、省エネ改修を想定

- ・展示する普及啓発パネル（A1サイズ・6枚）については、発注者から貸与するものを使用すること。

b. パンフレット及びリーフレット等の広報資料等の配布

- ・(3) で作成する広報資料等を配布すること。
 - c. スマエネ住宅の体験企画の実施
 - ・県民がスマエネ住宅への認知度を高め、興味関心を持ってもらえるような体験型の企画を提案し、実施すること。
 - d. うちエコ診断ブースの設置及び実施
 - ・うちエコ診断を行うために必要なブースの確保及び備品を用意すること。
 - ・うちエコ診断士との日程調整等については発注者が行う。
 - e. 独自提案による企画の実施
 - ・多数の集客を図ることができ、ブースに引き込むことができる企画を提案し、実施すること。
- (ウ) 実施に係る業務
- ・イベントの準備から開催までの連絡調整を行うこと。
 - ・会場使用やブース出展の申込みなど、イベントの実施に必要な各種手続きを行うこと。
 - ・実施に必要な資機材の手配や搬入、会場での装飾デザイン・設営・撤去を行うこと。
 - ・ブースのレイアウトや設備は、パネル展示用の備品（イーゼル等）やパンフレット等を配架するための長机・椅子、電源コンセントを基本とし、企画内容に応じて発注者と協議の上、決定すること。
 - ・イベント当日、発注者が事前に準備するマスコットキャラクターの着ぐるみを保管・着脱するためのスペースを別途確保すること。
 - ・イベント当日の円滑な運営を行うためのスタッフを1名以上配置し、ブース周辺での誘導及びパンフレット等の配布、来場者の呼び込み等を行うこと。
 - ・イベント当日は、県職員が2名又は3名参加し、パネル展示やパンフレット等に関する説明対応を行うほか、マスコットキャラクターの着ぐるみによる来場者の呼び込み等を行うものとする。
 - ・参加者の安全に十分に配慮したうえでイベントの開催を行うこと。
- (エ) 広報
- ・イベントの開催にあたっては、集客を図るための効果的な広報・PRを行うこと。
- (オ) その他
- ・大規模災害発生等により、イベントの開催が困難になった場合など、事業実施の前提条件が変化したときは、代替的な対応又は中止等について発注者と受注者で協議すること。

【参考】

うちエコ診断とは、家庭の省エネ対策の知識を持った「うちエコ診断士」が、各家庭の光熱費等の情報を基に、CO₂排出量の平均的な家庭との比較や家庭内のどの分野からCO₂が多く排出されているか診断を行い、ライフスタイルに合わせた省エネ・省CO₂対策を提案するもの。

<URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/uchieco-jushinn.html>>

イ スマエネ住宅普及啓発動画作成

以下のとおり、県民を対象としたスマエネ住宅普及啓発動画を製作すること。

また、業務の遂行にあたり必要となる一切の経費（構成台本の作成、動画及び写真撮影、編集、肖像権・著作権の使用料の支払い、映像の作成及び当該映像が納められたDVDの制作、制作物の納品など）は全て業務委託料に含むものとする。

(ア) 動画時間 5分程度

(イ) 内容

スマエネ住宅の非認知層が理解できるよう工夫を行いながら、以下の内容のいずれか又は両方を含むこと。

a. スマエネ住宅の基礎知識について（太陽光発電システム、蓄電池、V2H、家庭用燃料電池（エネファーム）、地中熱ヒートポンプ、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）、省エネ改修）

b. スマエネ住宅を導入した県民を対象としたインタビュー

(2) 太陽光発電共同購入事業の広報

ア 住宅向け太陽光発電共同購入事業（みんなのおうちに太陽光）の広報

(ア) 想定対象者

①県内に戸建て住宅を有する若年層（20代～40代）（特に、長期的なコストメリットや資産運用等に興味、関心を示す層）

②県内に戸建て住宅を有する中高年層（50代以降）（特に、戸建て住宅の改修等のタイミングで、自宅の省エネ化・光熱費の削減に興味、関心を示す層）

(イ) 内容

・①の対象者向け

太陽光発電設備の長期的な費用対効果（投資回収・エネルギーコストの安定・初期費用回収後の継続利用によるメリット）に訴求の重点を置き、①の対象者に直接訴求できる手段等を使い、上記のメリットについて啓発し、導入検討に誘導するような広報手段について提案すること。

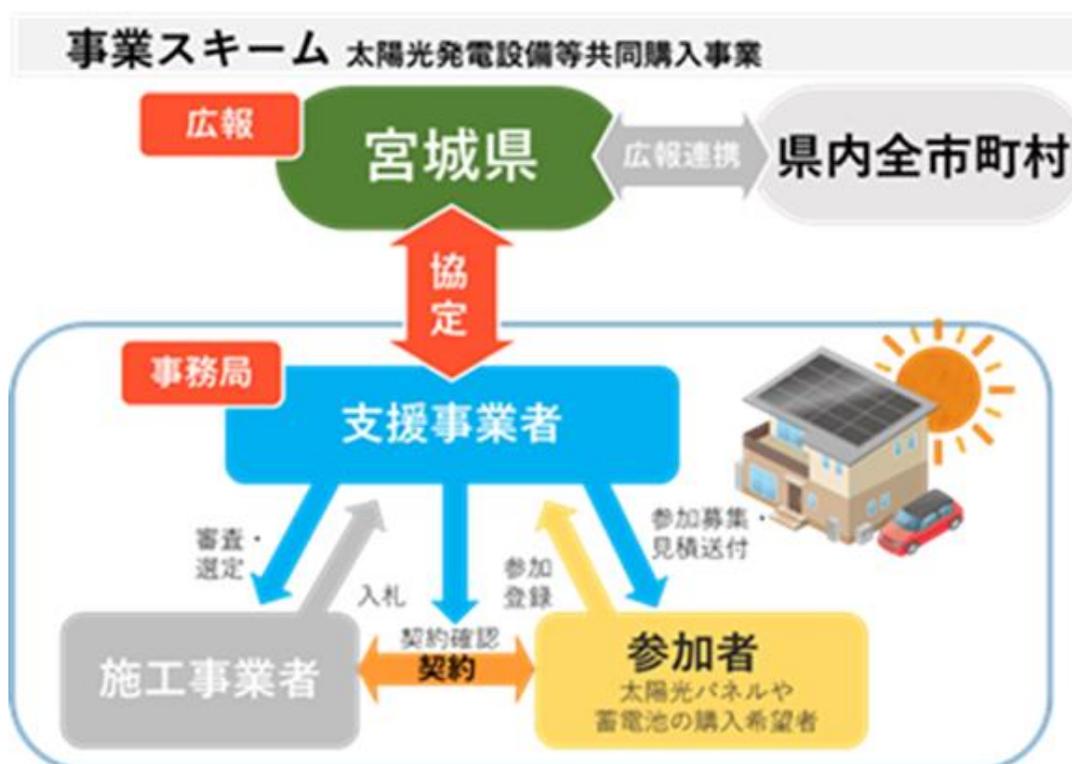
・②の対象者向け

光熱費の高騰に悩む中高年層及び自宅のリフォームを検討する層に向け、

太陽光発電設備の日常生活に直結した特長（光熱費高騰対策・災害時の停電対策・次世代への豊かな環境の継承）に訴求の重点を置き、②の対象者に直接訴求できる手段等を使い、上記のメリットについて啓発し、導入検討に誘導するような広報手段について提案すること。

(ウ) 広報期間

契約締結日から令和7年9月5日（金）まで



イ 事業者向け太陽光発電共同購入事業（みんなの会社に太陽光）の広報

(ア) 想定対象者

県内中小企業の代表・管理職・施設管理担当者等

(イ) 内容

受注者は、発注者より広報に係る各種データおよびチラシ・ポスター等の提供を受け、より広く想定対象者に周知できる手段を提案し、実施すること。ただし、受注者は発注者と協議の上、共同購入事業の進捗に応じて、発注者が指定した広報手段を実行すること。

(ウ) 広報期間（予定）

令和7年11月1日（土）から令和8年2月1日（日）まで

(3) 広報資料等の作成

広報資料等は、下表のとおりとし、デザインや印刷物の仕様、納期等については、発注者と協議の上、決定すること。その他スマエネ住宅の普及啓発に効果的な広報資料等の案があれば提案すること。

広報物等	基礎データの支給方法	委託内容	部数
①再エネ・省エネ設備についてのパンフレット	印刷用の基礎データは発注者で作成（Microsoft PowerPoint 使用）し、支給する。	成果物 全 8 ページパンフレット （カラー両面 A4 サイズ） <u>デザインは必要ないが、適宜印刷に適したデータへの調整を行い印刷すること。</u>	1,900 部以上
②スマエネ設備を導入した方のロコミリーフレット	印刷用の基礎データは発注者で作成（Microsoft PowerPoint 使用）し、支給する。	成果物 全 4 ページリーフレット （カラー両面 A3 二つ折り） <u>デザインは必要ないが、適宜印刷に適したデータへの調整を行い印刷すること。</u>	1,900 部以上
③ロゴ入りエコバック	ロゴのイメージは、発注者で作成し、支給する。 その他、スマエネ住宅に適したデザインの案があれば提案すること。	成果物 ロゴ入りエコバック <u>ロゴ入りエコバックをデザインし、印刷すること。</u>	1,500 枚以上

5 打合せ協議

受注者は各業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行うこと。

6 成果の確認

(1) 事業成果は、イベント開催時の現地確認及び業務完了報告書により確認する。

(2) 業務完了報告書

ア 提出期限 業務完了1ヶ月以内

イ 提出部数 1部

ウ 提出場所 宮城県環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

エ 添付資料

・業務完了報告書（2部）

・映像等を作成した場合は、映像を収録したDVD 2枚

- ・ホームページに掲載可能な形式のデータを収録したもの 1式

7 その他

- (1) 本業務について、契約書及びこの仕様書に明示されていない事項であっても、本業務の履行上、当然に必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。なお、成果品は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (3) 受注者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。
- (4) 委託金額には、会場使用料や設営費、出展物の運搬費等のイベント運営、マス媒体作成に係る費用、協力企業への謝金や再委託費用、旅費、報告書作成等、契約の履行に係る一切の費用を含むこと。